

東京理科大学こうよう会 埼玉県支部総会資料

日時:2021年7月11日(日) 11:00開会

会場:パレスホテル大宮

2021年度(第18回)支部総会次第

1. 開会
2. 支部長挨拶
3. 議案審議
 - 第1号議案 2020年度事業報告
 - 第2号議案 2020年度決算報告及び監査報告
 - 第3号議案 2021年度事業運営方針(案)及び事業計画(案)
 - 第4号議案 2021年度予算編成方針(案)及び予算(案)
 - 第5号議案 2021年度役員及び顧問選出(案)
4. 2021年度役員代表挨拶
5. 閉会

第1号議案 2020年度事業報告

1. 支部活動実績

(1) 埼玉県支部総会の開催

開催日 2020年7月26日(日)

場所 パレスホテル大宮

参加人数 18名(18世帯)

(2) 首都圏4地区支部合同「就職・進学説明会」の開催

開催日 2020年11月1日(日)

11月8日(日)

場所 東京理科大学葛飾キャンパスよりオンライン開催

参加人数 約1,200名(2日間の参加者数)

(3) 「三遊亭楽生師匠『今こそ落語で楽しもう』」の開催

開催日 2020年11月15日(日)

場所 東京理科大学神楽坂キャンパス森戸記念館

参加人数 55名

(4) 「2021年の春が来た! こうよう会埼玉県支部 web ミーティング」の開催

開催日 2021年3月20日(土)

場所 東京理科大学神楽坂キャンパスよりオンライン開催

参加人数 17名

(5) 支部役員会の開催

開催日 2020年 7月 26日 (日)

8月 9日 (日)

9月 19日 (土)

10月 24日 (土)

10月 31日 (土)

2021年 1月 10日 (日)

2月 14日 (日)

6月 19日 (土)

第2号議案 2020年度決算報告 及び 監査報告(2020年4月1日～2021年3月31日)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	主な内訳
■ 収入の部			
(1) 2020年度支部活動費	362,774	362,774	本部より交付
(2) 雑収入	0	3	預金利息
前年度繰越金	137,226	137,226	
収入の部の計	500,000	500,003	
■ 支出の部			
(1) 支部総会費	30,000	0	
(2) 支部役員会費	180,000	192,897	交通費、会議費 等
(3) 支部主催行事費	270,000	238,950	講師謝礼、撮影費 等
(4) 事務費	20,000	17,137	通信費、事務用品消耗品費、 振込手数料 等
次年度繰越金	0	51,019	
支出の部の計	500,000	500,003	

収入金額	500,003円
支出金額	448,984円
次年度繰越金	51,019円

■ 会計報告

上記のとおり、収支決算を報告します。

2021年4月4日 こうよう会埼玉県支部 会 計 綾部 幸 恵
 こうよう会埼玉県支部 会 計 川岸 祐美子

■ 監査報告

上記の収支決算について、帳簿書類及び証憑類を監査した結果、適正に処理されていると認めます。

2021年4月4日 こうよう会埼玉県支部 監査役 舘野 登史邦

第3号議案 2021年度事業運営方針(案) 及び 事業計画(案)

1. 事業運営方針 (案)

学生が充実した学園生活を送ることができるよう、埼玉県の学生の父母及び大学との密接な連携を図るとともに、支部活動を充実し会員相互の親睦を深めてまいります。

2. 事業計画 (案)

(1) 埼玉県支部総会の開催

開催日 2021年7月11日(日)

場所 パレスホテル大宮

(2) 支部行事の開催

ツアー型研修会 ・ 講演会

(3) 首都圏4地区支部合同「就職・進学説明会」の開催

2021年10月10日(日) ・ 11月7日(日) ・ 11月14日(日)

(4) 支部役員会の開催

各行事の企画検討、準備のため年7回～8回程度開催

第4号議案 2021年度予算編成方針(案) 及び 予算(案)

1. 予算編成方針 (案)

事業運営方針及び事業計画に基づいた支部活動を行うため、適切な予算を編成します。
なお、予算総額は、本部からの交付金等により50万円とします。

2. 予算 (案)

(単位:円)

項目	予算額	主な内訳
■ 収入の部		
(1) 2021年度支部活動費	448,981	本部より交付
(2) 雑収入	0	
前年度繰越金	51,019	
収入の部の計	500,000	
■ 支出の部		
(1) 支部総会費	10,000	資料印刷費 等
(2) 支部役員会費	200,000	交通費、会場費 等
(3) 支部主催行事費	270,000	会場費、講師謝礼、懇親会費 等
(4) 事務費	20,000	通信費、事務用品消耗品費、 振込手数料 等
次年度繰越金	0	
支出の部の計	500,000	

第5号議案 2021年度役員及び顧問選出（案）

2021年度埼玉県支部役員および顧問候補者として、次の表のとおり提案いたします。
今後、父母会員の中から、支部活動にご協力をいただける方を募り、体制の充実を図ってまいります。

役 職	氏 名	子 女		
		学 部	学 科	学年
支 部 長	川 岸 祐美子	理工	機 械 工 学	4
副支部長	菊 間 章 雄	理一	化 学	4
副支部長	岸 野 奈津子	理一	応 用 数 学	2
会 計	矢 嶋 千津子	薬	生命創薬科学	2
会 計	鈴 木 鏡 子	理工	物 理 学	2
幹 事	舘 野 登史邦	理一	応 用 化 学	3
幹 事	永 堀 義 秀	理工	物 理 学	2
監 査 役	石 橋 美 和	薬	生命創薬科学	2
幹 事 (本部副会長)	上 原 まどか	理工	数 学	3
顧 問	板 垣 幸 一			卒
顧 問	石 澤 貴 行			卒

※ 2020年度 退任役員

副支部長 小野里 真理子

副支部長 野 島 佳世子

会 計 綾 部 幸 恵

幹 事 地 引 千佳子

幹 事
(本部会計) 高 倉 由美子

東京理科大学こうよう会埼玉県支部規約

(名称)

第1条 本支部は、東京理科大学こうよう会埼玉県支部と称する。

(目的)

第2条 本支部は、こうよう会の目的を達成するために必要な地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と協力、親睦に関する事項
- (2) 本部及び各支部との連絡と情報交換に関する事項
- (3) その他本支部の目的達成に必要な事業

(支部会員)

第4条 本支部は、原則として、埼玉県に在住する会員をもって構成する。

(支部役員)

第5条 本支部に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人
- (2) 副支部長 1～3人
- (3) 会計 1～2人
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監査役 1人

2. 支部役員の定数は、3人以上20人以内とする。

3. 次の役職同士は兼任できないものとする。

- (1) 支部長と副支部長
- (2) 支部長と会計
- (3) 支部長と監査役
- (4) 会計と監査役

4. 本部役員(会長・副会長・会計・監査役)は、原則として幹事に就任するものとする。

ただし、支部役員の総数には含めないものとする。

(支部役員の選出)

第6条 支部役員は、埼玉県に在住する正会員の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。

2. 支部総会の後、期の途中で支部役員を選出する場合は、支部役員会の承認で足りるものとする。

3. 支部役員には、1世帯1人のみ選出できるものとする。

(支部役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、本支部を代表し、支部会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本支部の会計事務を行う。
- (4) 幹事は、支部長及び副支部長を補佐し、支部業務を担当する。
- (5) 監査役は、本支部の会計及び業務を監査する。

(支部役員任期)

第8条 支部役員任期は1年(選任された支部総会から翌年度の支部総会まで)とし、再任を妨げない。

(顧問の委嘱・任期・選出・職務)

第9条 本支部に顧問を置くことができる。

2. 顧問は支部役員総意により支部長が必要に応じ委嘱し、委嘱期間は1年(選任された支部総会から翌年度の支部総会まで)とし、再任を妨げない。
3. 顧問はこれまでに埼玉県支部の役員を退任した者の中から選出し、支部総会の承認を得なければならない。
4. 顧問は本会の運営について支部長の諮問に応じ、支部総会、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

第10条 支部総会は、年1回とする。

2. 支部総会は、次の事項を決議する。
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 事業計画に関する事項
 - (4) 支部役員承認に関する事項
 - (5) この規約の改廃に関する事項
 - (6) その他重要事項
3. 支部長は、支部総会において議長となる。
4. 支部総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。

(支部役員会)

第11条 支部役員会は、必要の都度、開催する。

2. 支部役員会の議事は、議決権を有する出席者の過半数をもって決する。

(運営経費)

第12条 本支部の運営経費は、本部からの支部活動費等をもってあてる。

(本部との関係)

第13条 本支部は、次の事項を本部に報告する。

- (2) 支部総会の議決事項
- (3) その他支部長が必要と認める事項

(附則) この支部規約は、平成16年8月28日から施行する。

(附則) この支部規約は、平成18年4月28日から施行する。

【監査役設置】

(附則) この支部規約は、平成20年4月26日から施行する。

【第8条2項(1)の但し書き】

(附則) この支部規約は、平成21年6月8日から施行する。

【第5条2項の但し書き】

(附則) この支部規約は、平成28年6月19日から施行する。

【第5条(支部役員)修正、第6条(支部役員選出)追加、第7条(支部役員職務)・第9条(支部総会)・第10条(支部役員会)修正、第11条(議決方法)削除】

(附則) この支部規約は、2018年6月10日から施行する。

【第9条(顧問の委嘱・任期・選出・職務)追加、第10条、第11条、第12条、第13条の条項番号の変更】

(附則) この支部規約は、2019年6月8日から施行する。

【修正第5条(支部役員)2項、3項、4項、5項、6項、7項、第6条(支部役員選出)2項、3項】

(附則) この支部規約は、2020年7月26日から施行する。

【修正第9条(顧問の委嘱・任期・選出・職務)2項、3項】